

2

障害等級認定基準の改正について

医療技術の進展等を踏まえ、胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準を改正しました。

1 呼吸器の障害

呼吸機能に障害を残したものは、原則として、動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果により等級を認定します。

(1) 動脈血酸素分圧と動脈血炭酸ガス分圧の検査結果による障害等級

動脈血酸素分圧（※1）	動脈血炭酸ガス分圧（※2）	
	限界値範囲内	限界値範囲外
50Torr以下	第1級、第2級又は第3級（※3）	
50Torrを超える60Torr以下	第5級	第1級、第2級又は第3級（※3）
60Torrを超える70Torr以下	第9級	第7級
70Torrを超える		第11級

※1 動脈血酸素分圧とは、動脈血に含まれる酸素の圧力のことといいます。

※2 動脈血炭酸ガス分圧とは、動脈血に含まれる炭酸ガスの圧力のことといいます。

動脈血炭酸ガス分圧については、37Torr以上43Torr以下のものを「限界値範囲内」といい、それ以外のものを「限界値範囲外」といいます。

※3 呼吸機能の低下により常時介護が必要なものは第1級、随時介護が必要なものは第2級、それ以外のものは第3級に認定します。